

## 「3歳以上児の保育」に関する主な論点（例）

## 保育所における「教育」のあり方について

○現行の保育指針においては、3歳以上児の教育面については、幼稚園教育要領との整合性を確保して定められている。現在、幼稚園教育要領の改訂に向けて、「幼児教育において育みたい資質・能力の整理」や「幼児期にふさわしい評価の在り方」等について中央教育審議会において議論がなされているが、これらの議論を踏まえつつ、どのように教育面の内容を改めていくべきか。

○保育所における保育の内容は、養護と教育が一体的に行われるものとして、全ての時間を通じて5領域が総合的に展開されているが、3歳以上児については、これらの保育実践をより自覚的に捉え、環境を通して行う集団的な教育的活動の時間を意識的に設けることなども考えられないか。

## 卒園時の姿や卒園後の学びへの接続を踏まえた保育のあり方について

○5領域のねらい及び内容を通じて、卒園時まで育てほしい具体的な姿については、平成22年に「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」が取りまとめられており、これを踏まえた議論が幼稚園教育要領の改訂に関しても進められている。このような卒園時の姿や卒園後の学びへの接続という観点について、保育所保育指針においても位置づけるべきではないか。

○また、保育所児童保育要録について、幼稚園幼児指導要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録との整合性の確保が求められていることや、子ども・子育て支援新制度の下で小規模保育等から保育所への受け入れも新たに進められていること等を踏まえ、どのように改めていくことが必要か。

## 保育課程の編成、指導計画の作成、自己評価による見直しのあり方について

○保育の内容に関して、保育課程の編成や指導計画の作成、自己評価による見直し等について、これまでの運用等を踏まえ、どのように充実を図っていくことが必要か。